

みなとしみず

国土交通省中部地方整備局
清水港湾事務所
御前崎港事務所/下田港事務所/田子の浦港事務所
静岡市清水区日の出町7番2号
TEL. 054-352-4146(代表)
<http://www.shimizu.pa.cbr.mlit.go.jp>

“中部圏戦略会議 地震・津波防災訓練”を実施しました

東日本大震災から1年が経ち、各地で防災訓練やシンポジウムが開催されました。清水港湾事務所では、平成24年3月13日(火)に中部圏戦略会議 地震・津波防災訓練の一環として、清水港の行政機関や災害協定団体(清水港建設工事安全協議会)との情報伝達訓練を行いました。

また、防災関連イベントとして、御前崎市の佐倉公民館(3/9)、静岡市清水区のエスパルスドリームプラザ(3/2~3/11)、沼津市のみなとオアシス沼津(3/9~3/15)の各地において、東日本大震災の概要やTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の派遣状況などについてパネルを展示しました。



《 佐倉公民館 》



《 エスパルスドリームプラザ 》



《 みなとオアシス沼津 》

清水港湾連絡協議会で(社)日本港湾協会 鬼頭理事長が講演されました

平成24年2月24日(金)に清水マリンビルにおいて清水港湾連絡協議会総会が開催され、清水港に関係する行政機関や企業の方など100名近くの方が参加しました。

また、特別講演として(社)日本港湾協会理事長(元国土交通省港湾局長)である鬼頭平三氏から「東日本大震災の教訓と今後の対策」について講演して頂きました。講演では、東日本大震災で得られた数々の知見の他、今後行われる港湾における総合的な津波対策のあり方などについて紹介して頂きました。



《 特別講演会の様子 》



《 講師の鬼頭理事長 》

油濁防止・有害液体汚染防止措置緊急手引書の立入検査が行われました

「油濁防止・有害液体汚染防止措置緊急手引書」とは、保管施設や係留施設から海域への油や有害液体物質の流出やその恐れのある場合に、被害を最小限に食い止めるための緊急事故対応マニュアルのことです。平成19年4月1日の「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」の改正に伴い、有害液体物質の一定量の保管施設の設置者・係留施設の管理者に対して有害液体汚染防止措置緊急措置手引書の作成、据え置き又は掲示が義務づけられました。

また、これまであった油濁防止措置緊急措置手引書の備え置きに関する事務が海上保安庁長官から国土交通大臣に移管されたことから、清水港湾事務所ではこれらを合わせて平成24年2月29日(水)に清水港で、3月6日(火)には大井川港において関係する事業所への立入検査を行いました。この検査では、手引書作成に関する技術上の基準に基づき手引書記載内容を確認し、手引書の備え置きや掲示の状況を点検すると共に対象となる施設の状況を把握しました。



《 手引き書記載内容を確認 》



《 対象施設を把握 》

～所長のひと言～

清水港湾事務所長 佐々木 純

東日本大震災から早くも1年が経過しました。本号の記事にもあるように、当事務所でも東海・東南海・南海地震対策中部圏戦略会議の一環として地震・津波防災訓練を実施しましたが、事務所の初動対応においてまだまだ多くの課題があることを認識したところです。また今月中にも内閣府中央防災会議が南海トラフの巨大地震（東海・東南海・南海地震）による最大クラスの震度分布・津波高等の推計結果を公表予定であり、新たな地震・津波想定への対応を加速する必要があります。港湾における地震・津波対策の課題は山積していますが、官民の関係者と一丸となって取り組む所存です。

海とみなとの相談窓口



全国共通フリーダイヤル

おーい よくなれ みなと

0120-497-370

受付時間: 9時30分～12時、13時～17時(土・日、祝祭日は除く)

☆携帯電話・PHSからもご利用できます☆

- ・海やみなとの利用に関すること
- ・総合的な学習時間に関すること
- ・みなとの構想や計画に関すること
- ・海洋土木技術に関すること
- ・みなとの防災に関すること

その他、海とみなとに関することは何でもお問い合わせください

■ 本紙に関するお問い合わせ先 ■

清水港湾事務所 企画調整課
白崎・板谷 Tel 054-352-4148

ご意見ご感想をお寄せ下さい。

shimizukouwan@pa.cbr.mlit.go.jp